

川崎市介護職員初任者研修事業実施要綱

平成25年3月25日24川健高事第869号 健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この事業は、介護に携わる者が、事業を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的として、介護保険法施行令第3条第1項第2号に掲げる研修として実施する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の一部を川崎市高齢社会福祉総合センター「人材開発研修センター」の指定管理者（以下「指定管理者」という。）、民間事業者及び市民事業者等に行わせることができる。

2 指定管理者は、研修の充実を図るために研究を行うとともに、前項に基づき民間事業者及び市民事業者等に事業の一部を行わせる場合において、これらの者に必要に応じて指導等を行うものとする。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の事業に従事している者又は従事しようとする者

(2) 市内でホームヘルプ活動を行おうとする者

(募集方法)

第4条 受講対象者は、原則として一般公募とする。

(研修科目)

第5条 研修科目及び各科目の時間数は、別表1のとおりとする。ただし、必要に応じて科目を追加し、時間数を調整することができるものとする。

(講義)

第6条 講義の方法は、原則として講師による対面方式とする。

(実習)

第7条 研修科目の一部について実習を活用する場合、実習先は別表2「実習先一覧」に掲げる種別の介護保険指定施設・サービス事業所及び障害者（児）施設・サービス事業所とし、原則として開所から1年以上経過した事業所で実施する。ただし、訪問介護については、開所から6か月以上経過した事業所で行うことを原則とする。

(免除科目)

第8条 研修科目のうち「こころとからだのしくみと生活支援技術」において実習を活用する場合、別表2「実習先一覧」に掲げる介護保険指定施設・事業所及び障害者（児）施設・サービス事業所において過去3年間に1年以上継続的に介護業務に従事した実務経験がある者については、実習を免除することができる。

2 実務経験の換算方式は、研修受講前までに、介護の業務に従事した期間が通算365日以上あり、かつ、現に就労した日数を通算して計算するものとし、当該通算日数が180日以上である場合に、1年以上の実務経験がある者に該当するものとする。また、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなす。

3 研修の一部免除を受けようとする者は、市長に対して、「初任者研修実習免除願」（第1号様式）並びに「介護業務従事証明書」（第2号様式）を提出しなければならない。

(補講等の実施方法)

第9条 受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、補講等を実施し、修了させるものとする。

2 前項について、補講が困難な場合は、「こころとからだのしくみと生活支援技術」以外の科目的補講については、通信の方法による講義の時間数の上限として神奈川県が定める時間数を超えない範囲で、担当講師が設定した課題に関するレポートを提出させることにより補講に代えることができる。

3 研修は、原則として8か月以内に修了しなければならない。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、1年6か月以内とすることができる。

(修了評価)

第10条 全科目の修了時に、筆記試験による修了評価を実施し、別途学則において定める基準に達した者を修了と認定する。

2 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の各号に係る技術演習については、一連の演習を通して技術の習得度合いの評価を行い、筆記試験の結果と合わせて修了認定を行う。

- (1) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (2) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (3) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (4) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (5) 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (6) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (7) 総合生活支援技術演習

3 評価において知識・技術等の習得が十分でない受講者に対しては、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努め、再評価を行うものとする。

(修了証明書の交付)

第11条 全カリキュラムを修了し、修了評価の筆記試験及び技術演習の評価において認定基準を超える受講者に対し、「修了証明書」（第3号様式）及び「携帯用修了証明書」（第4号様式）を交付するものとする。

2 前項に定める修了証明書を交付したときは、研修修了者について「川崎市介護職員初任者研修修了者名簿」（第5号様式）を作成し、保管するものとする。

(費用負担)

第12条 受講者は、次の費用を負担する。

- (1) 受講料 50,000円
- (2) 補講料 1時間当たり1,500円
- (3) 再試験料 1回当たり1,500円

2 受講者は、原則として、受講料については研修開講時までに、補講料及び再試験料については補講又は再試験受講時までに、前項の費用を支払うものとする。

(報告)

第13条 第2条の規定により研修の一部を指定管理者、民間事業者及び市民事業者等に行わせる場合について、受託者は、研修が修了したときは、市長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業実施要綱の廃止)

2 「川崎市訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業実施要綱」は廃止する。

(川崎市介護職員基礎研修事業実施要綱の廃止)

3 「川崎市介護職員基礎研修事業実施要綱」は廃止する。

初任者研修実習免除願

介護職員初任者研修課程の実習について免除をしていただきたく、別紙「介護業務従事証明書」を添えて願い出ます。

(川崎市長あて)

年 月 日

(受講者番号等)

(氏 名)

印

(住 所) 〒

(電話番号)

第2号様式

介護業務従事証明書

年 月 日

(川崎市長あて)

施設・団体名
(指定事業所番号)

代表者氏名

印

施設種別

住 所 〒

電話番号

次の者は、以下のとおり介護業務の従事経験を有することを証明します。

(氏名)

(施設・団体名)

(従事職種・業務内容)

(就業期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

(従事日数) 日間

* 「従事職種・業務内容」については、従事している業務内容を含めできるだけ具体的に記載してください。

神奈川（西暦下2桁）－（研修指定番号）－（研修期間番号）－（修了者管理番号）号

修了証明書

氏名

年月日生

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条
第1項第2号に掲げる研修の課程を修了したことを証明
します。

年月日

川崎市長

印

第4号様式

神奈川〇〇-S〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇号
修了証明書(携帯用)
氏 名
年 月 日生
介護保険法施行令(平成10年 政令第412号)第3条第1項第 2号に掲げる研修の課程を修了 したことを証明します。
年 月 日
川崎市長 印

介護職員初任者研修修了者名簿

(第5号様式)

事業者名

研修名称

(研修指定番号)

研修
個別番号

研修会場

研修期間

年 月 日~ 年 月 日

別表 1

研修科目及び研修時間数

科目	時間数
職務の理解	6 時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
介護の基本	6 時間
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
老化の理解	6 時間
認知症の理解	6 時間
障害の理解	3 時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
振り返り	4 時間
合計	1 3 0 時間

別表2

実習先一覧

施設・居住型実習
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護事業所 (有料老人ホーム、経費老人ホーム等、なお地域密着型を含む。) 障害者支援施設 (福祉型・医療型)障害児入所施設
通所事業所実習
通所介護事業所 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護事業所 複合型サービス 生活介護 自立支援(生活訓練、機能訓練) 児童発達支援(児童発達支援センター・児童発達支援事業) 放課後等デイサービス
訪問介護実習
訪問介護事業所 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護事業所